

熊野町公共建築物等木材利用促進方針

平成 24 年 9 月 28 日

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第 1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物等における木材利用の促進の意義

公共建築物等は、広く町民に利用されるものであることから、町による率先した木材の利用は、町民に対して木とふれあい、木の良さを実感する機会を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を促進することで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

学校、社会福祉施設（保育所等）、運動施設（体育館、武道館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

町が整備（新築・増築・改築）する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ床面積3,000㎡以下の施設）については、やむを得ない事由により木材の使用が適切でない」と認められる場合を除き、原則として木造とし、内装は木質化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るように努めるものとする。

第 2 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木造化

町は、その整備する公共建築物のうち、第 1 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

2 内装等の木質化

町は、その整備する公共建築物について、高さ・面積の規模にかかわらず、内装等

の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

3 その他の木材利用

町はその整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り県産材製品を使用するものとする。

なお、町がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

第3 その他の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取組としていくため、関係各課で協議を行なう。

内容は、各課が整備する公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報の収集・提供を行う。

2 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討する。

3 木造化及び内装の木質化等の実績の公表

町は、この方針に基づき公共建築物を整備した場合は、ホームページ及び広報等においてその実績を公表するよう努めるものとする。

(注)この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。